

放送大学学長の人事の基準及び職務代理に関する規程

昭和63年3月9日

放送大学規程第8号

改正 平成15年10月1日、平成26年9月10日、
令和2年3月30日、令和7年3月19日

(趣旨)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第57条第1項の規定に基づく放送大学の学長の人事の基準及び職務代理に関しては、放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成26年放送大学学園規則第2号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(休職)

第2条 学長が休職する場合の期間については、個々の場合について、評議会の議に基づき、学長が定める。

(辞任)

第3条 学長は、辞任しようとするときは、書面をもって理事長に申し出るものとする。

(職務代理)

第4条 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、寄附行為第56条第3項の学長の申出の際にあらかじめ定めた副学長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(懲戒)

第5条 学長は、評議会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して懲戒処分を受けることはない。

2 前項の懲戒処分の種類は、減給及び戒告とする。

(改正の手続き)

第6条 この規程は、評議会において評議員の3分の2以上の賛成を得なければ、改正することができない。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和63年3月9日から施行する。

2 この規程施行の際現に在職する学長の任期は、第6条の規定にかかわらず、昭和64年4月30日までとし、引き続き学長に選任された場合の任期は、昭和66年4月30日までとする。

附 則（平成15年10月1日）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月10日）

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規程の施行日から寄附行為第25条第3項に定める手続により最初の副学長が任命されるまでの間、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、学長が理事長に申し出ることににより定められた副学長が、学長の職務を代理し、又はその職務を行う。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。